2026年11月1日

患者様・ご家族様各位

医療法人　同心会　一社こころのクリニック

院長　杉田　荘太郎

生活保護を受給されている方の文書料について

当院では、診断書・証明書等の各種文書の発行につきまして、所定の文書料を定めております。

生活保護を受給されている方で、文書料の一部が公費等により支払われる場合においても、当院所定の文書料との差額が生じることがあります。

その際は、制度上の取り扱いを確認のうえ、差額分につきまして患者様ご本人負担とさせていただきます。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

文書作成費用について

診断書名・その他	料金（税込）
一般診断書（当院書式）	4,000円
自立支援医療（精神通院医療）診断書	4,000円
自立支援医療（精神通院医療）診断書 （生活保護受給者）	差額　1,000円
精神障害者保健福祉手帳用診断書	7,000円
精神障害者保健福祉手帳用診断書 （生活保護受給者）	差額　910円
障害年金診断書（精神の障害用）（様式第120号の4）	7,000円
障害状態確認届（精神の障害用）（様式第120号の4）	7,000円
障害年金診断書（精神の障害用）（様式第120号の4） （生活保護受給者）	差額　910円
障害状態確認届（精神の障害用）（様式第120号の4） （生活保護受給者）	差額　910円
生命保険会社診断書	7,000円
公安委員会提出用診断書	7,000円
就労可能診断書	4,000円
医療費領収書再発行	1,000円

生活保護を受給されている方で文書料の一部が公費等により支払われる場合においても、当院所定の文書料との差額が生じることがあります。

一社こころのクリニック

R8.11.1